

1. 相談事業（ほくぶ相談室共通事業）

(1) 電話相談

犯罪被害者等からの相談を専用電話で受ける。

0120-60-7830 犯罪被害者サポートダイヤル

075-451-7830 京都市犯罪被害者総合相談窓口

○毎週 月～金 13時～18時(国民の祝日、8/12～8/16、12/28～1/4を除く)

ほくぶ相談室

0120-78-3974 犯罪被害者サポートダイヤルほくぶ相談室

○毎週 月・木 12時～16時(国民の祝日、8/12～8/16、12/28～1/4を除く)

犯罪被害者等電話サポートセンター

0570-783-554 全国共通ナビダイヤル

○7時30分～22時(12/29～1/3を除く)

※当センター相談時間内は、京都市犯罪被害者総合相談窓口につながる。

(2) 面接相談

犯罪被害者等から心理的相談、法律相談等の申し出があり、その必要性が認められたときは、インテーク面接を行い、その事情に応じて無料面接相談を行う。

○予約制により実施する。(国民の祝日、8/12～8/16、12/28～1/4を除く)

(3) 専門相談

専門的な対応が必要なケースについては、法律相談、心理相談等を行う。

○予約制により実施する。(国民の祝日、8/12～8/16、12/28～1/4を除く)

○必要に応じて

2. 直接支援事業（ほくぶ相談室共通事業）

訪問、傍聴付添、代理傍聴、その他の付添、電話による情報提供・生活支援などの直接支援を実施する。必要により京都府、京都市その他の市町村や他機関と連携を図りながら行う。外国人の相談があれば、通訳対応する。犯罪被害者等給付金の申請補助事業をする。

○必要に応じて

3. 広報啓発事業

被害者等への理解を深めるとともに、被害者等が相談するきっかけとなり支援に繋がることを目指し、犯罪被害者等の支援に関する広報啓発活動を行う。より効果的な活動のため、京都府、京都市、京都府警察等と連携、協力して活動する。昨年に引き続き、ほくぶ相談室周知の為、北部地域における広報啓発活動を様々な形で展開する。

また、平成 10 年 5 月 27 日、設立から 20 年を経て、その歩みを振り返り検証する機会とし、20 周年記念事業を通じて、「社会全体で被害者を支えるために」という被害者支援の必要性をより一層広報啓発することを図る。

- ・街頭啓発活動 年 12 回程度
- ・ホンデリングの取り組み及び犯罪被害者支援自動販売機設置
- ・教育機関における啓発活動
- ・犯罪被害者週間(11 月 25 日～12 月 1 日)に関連する活動
- ・犯罪被害者支援京都フォーラムの開催 平成 31 年 2 月 2 日(予定)
- ・講演会の開催 舞鶴市、京丹後市、宮津市、京都市、城陽市、宇治市、南丹市、京田辺市等
- ・他機関への講師派遣
- ・会報紙は一とめーるの発行(年 3 回以上)
- ・第 5 集手記集ともしびの発行
- ・ホームページ運用 <http://kvsc.kyoto.jp/>
- ・ボランティア募集 京都市・京都府南部:平成 30 年 11 月～12 月
京都府北部:平成 30 年 5 月～7 月
- ・北部地域 5 市 2 町担当者懇談会 平成 30 年 6 月
- ・設立 20 周年記念事業 記念式典:平成 30 年 5 月 27 日
記念誌刊行:平成 30 年 11 月

4. 調査研究及び研修事業

(1) 事前研修会

相談および直接支援等の事業活動を充実させるため新規のボランティアを採用し、事前研修会を実施する。

- 京都市・京都府南部:20 人程度(21 期生) 平成 31 年 1 月～
- 京都府北部:10 人程度(北部 5 期生) 平成 30 年 7 月頃～

(2) 月例研修会、期別研修会、スキルアップ研修

相談、直接支援等に関する知識や技能向上を図るため、ボランティアに対する研修会等を開催する。

- 月例研修会、期別研修会 月 1 回程度
- スキルアップ研修(ロールプレイ、事例検討) 2～3 ヶ月に 1 回

(3) 調査研究活動

被害者等にとっての必要な支援のあり方を把握し当センターの資質向上を図るための調査研究活動等を行う。

5. 会議

(1) 定時社員総会

平成 30 年度事業計画及び収支予算について報告し、平成 29 年度事業報告及び収支決算報告並びに監査報告について審議、議決する。

- 平成 30 年 6 月(予定)

(2) 理事会

総会の議決した事項の執行、総会に付すべき事項、会員の入会等に関する事項及び事業計画案、収支予算案を審議、議決する。

○定例会として 2～3 ヶ月に 1 回開催のほか必要に応じて開催

(3) 臨時社員総会

重要な審議案件が生じた都度、定款第 24 条第 3 項の規定に基づき開催する。

6. 全国被害者支援ネットワーク

全国被害者支援ネットワークの会員相互の連携、協力を図るとともに被害者支援に関するネットワークの事業に参加する。

- | |
|---|
| <ul style="list-style-type: none">・総会、事務局長会議、ブロック会議、支援責任者会議 随時・犯罪被害者支援全国フォーラム 2018 平成 30 年 10 月 12 日・秋期全国研修会 平成 30 年 10 月 13 日～10 月 14 日・コーディネーター研修会 平成 31 年 1 月頃・課題研修会・質の向上研修会近畿ブロック <p style="text-align: center;">上半期 平成 30 年 7 月～8 月頃 / 下半期 平成 31 年 1 月～2 月頃</p> |
|---|

7. その他

○京都府犯罪被害者支援連絡協議会

通常総会

性犯罪被害者対策研究分科会

少年被害者支援研究分科会

交通事故被害者支援研究分科会

○いのちを考える教室

○京都府犯罪被害者等施策市町村担当者研修